

報道関係者 各位

令和6年12月23日

【照会先】

青森労働局 職業安定部 職業対策課
課長 三浦 政光
高齢者対策担当官 工藤 真起子
(代表電話) 017-721-2003

令和6年「高齢者雇用状況等報告」の集計結果を公表します

青森労働局(局長 ^{いじま}井嶋 ^{としゆき}俊幸)では、このたび、令和6年「高齢者雇用状況等報告」(6月1日現在)の集計結果を取りまとめましたので、公表します。

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号。以下「高齢者雇用安定法」といいます。)」では、65歳までの雇用の確保を目的として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置(高齢者雇用確保措置)を講じるよう企業に義務付けています。

加えて、70歳までの就業機会の確保を目的として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」という雇用による措置や、「業務委託契約を締結する制度の導入」、「社会貢献事業に従事できる制度の導入」という雇用以外の措置のいずれかの措置(高齢者就業確保措置)を講じるように努めることを企業に義務付けています。

今回の集計結果は、従業員21人以上の企業2,533社からの報告に基づき、このような高齢者の雇用等に関する措置について、令和6年6月1日時点での企業における実施状況等をまとめたものです*。

青森労働局・ハローワークでは、今後も、生涯現役社会の実現に向けて、これらの措置を実施していない企業に対して、必要な指導や助言を実施していきます。

*集計結果の主なポイントや詳細は次ページ以降をご参照ください。

【集計結果の主なポイント】※ [] は対前年差

I 65歳までの高年齢者雇用確保措置の実施状況（6ページ表1-1）

65歳までの高年齢者雇用確保措置を実施済みの企業は100.0% [変動なし]

- ・高年齢者雇用確保措置の措置内容別の内訳は、
「継続雇用制度の導入」により実施している企業が57.6% [0.9ポイント減少]、
「定年の引上げ」により実施している企業は36.3% [0.9ポイント増加]

II 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況（7ページ表2-1）

70歳までの高年齢者就業確保措置を実施済みの企業は41.2% [3.0ポイント増加]

- ・中小企業では41.6% [3.0ポイント増加]、大企業では32.4% [2.5ポイント増加]

III 企業における定年制の状況（8ページ表3）

65歳以上定年企業（定年制の廃止企業を含む）は42.4% [0.9ポイント増加]

<集計対象>

- 青森県の常時雇用する労働者が21人以上の企業2,533社

（報告書用紙送付企業数2,772社）

- ・中小企業（21～300人規模）：2,425社
- ・大企業（301人以上規模）：108社

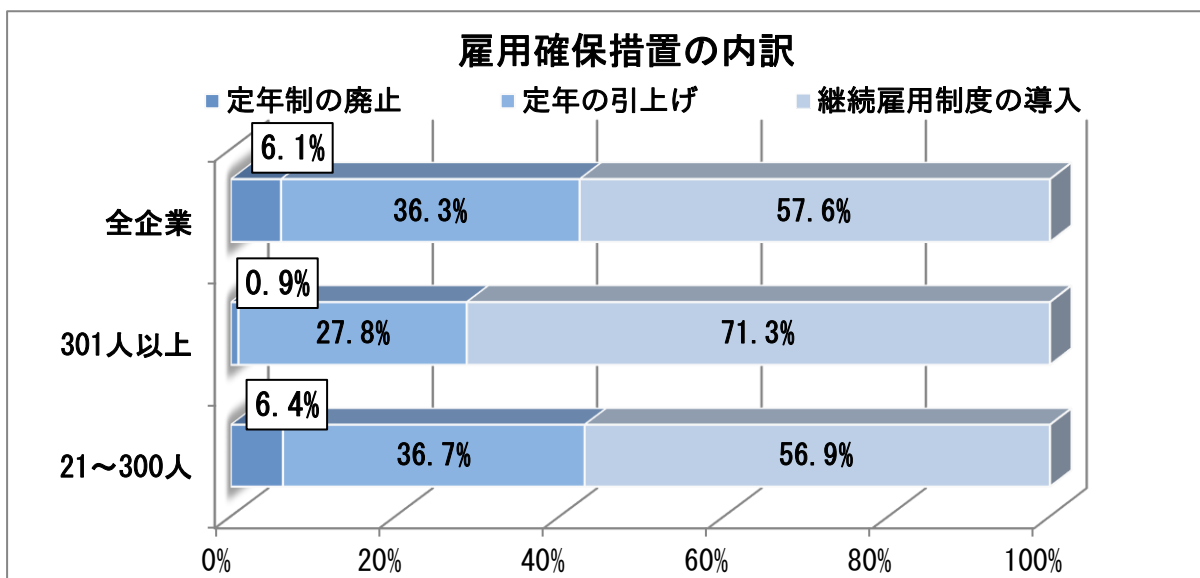
1 65歳までの高齢者雇用確保措置の実施状況

(1) 65歳までの高齢者雇用確保措置の実施状況（6ページ表1-1）

高齢者雇用確保措置（以下「雇用確保措置」^{注1}という。）を実施済みの企業（2,533社）は、報告した企業全体の100.0% [変動なし] であった。

(2) 雇用確保措置を実施済みの企業の内訳（6ページ表1-1）

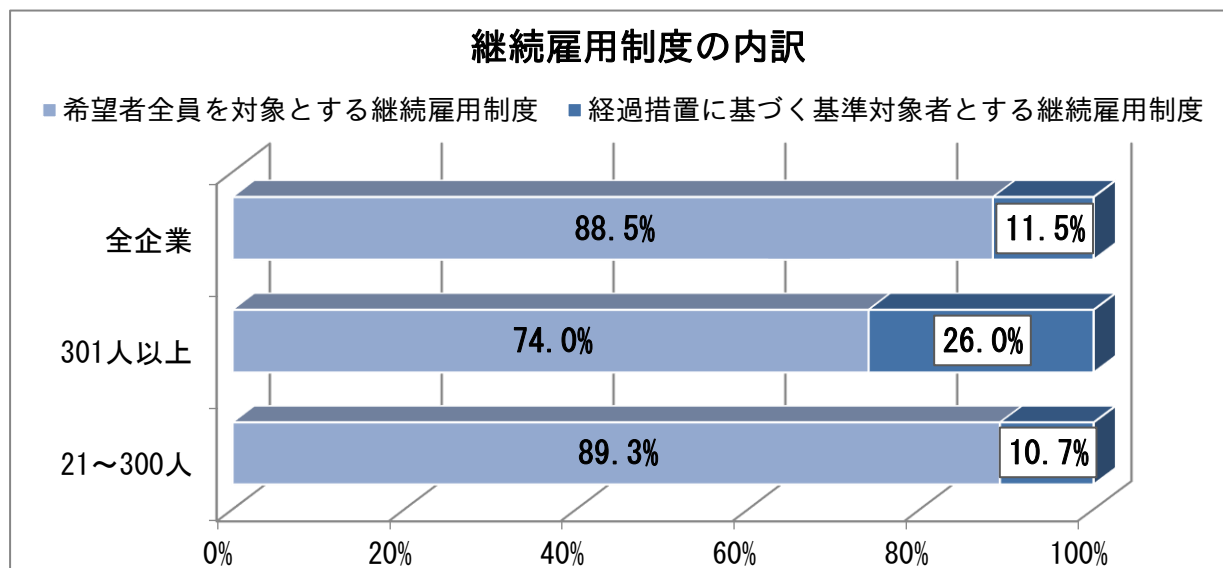
雇用確保措置を実施済みの企業（2,533社）について、雇用確保措置の措置内容別に見ると、定年制の廃止（155社）は6.1% [変動なし]、定年の引上げ（920社）は36.3% [0.9ポイント増加]、継続雇用制度の導入（1,458社）は57.6% [0.9ポイント減少] であった。



(3) 継続雇用制度の導入により雇用確保措置を講じている企業の状況（6ページ表1-2）

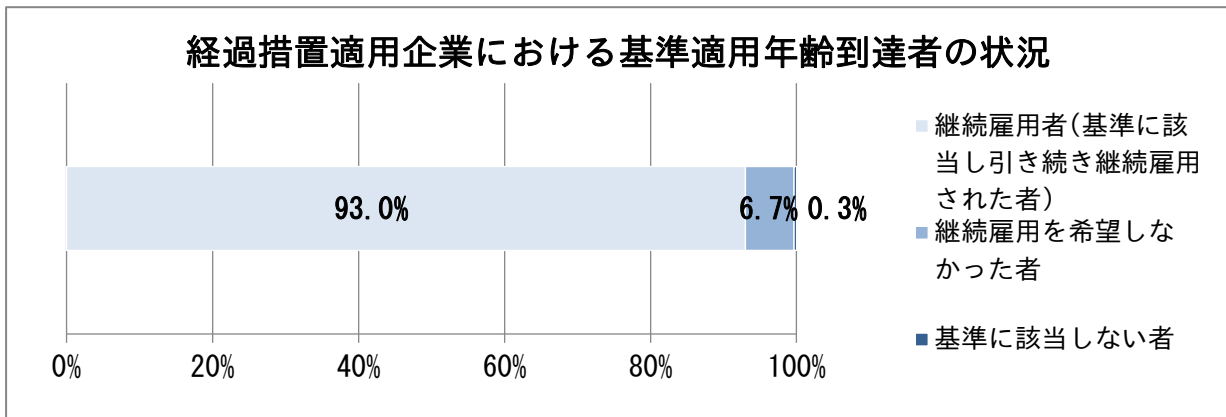
継続雇用制度の導入により雇用確保措置を講じている企業（1,458社）を対象に、継続雇用制度の内容を見ると、希望者全員を対象とする継続雇用制度を導入している企業は88.5% [1.6ポイント増加] で、中小企業では89.3% [1.5ポイント増加]、大企業では74.0% [6.0ポイント増加] であった。

一方、経過措置に基づき、対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業（経過措置適用企業）は、企業規模計では11.5% [1.6ポイント減少] であったが、大企業に限ると26.0% [6.0ポイント減少] であった。



(参考) 経過措置適用企業における基準適用年齢到達者の状況 (8ページ表4)

注1 (5ページ)に記載する経過措置に基づく対象者を限定する基準がある企業において、過去1年間(令和5年6月1日から令和6年5月31日)に、基準を適用できる年齢(64歳)に到達した者(315人)のうち、基準に該当し引き続き継続雇用された者は93.0% [1.2ポイント減少]、継続雇用の更新を希望しなかった者は6.7% [1.6ポイント増加]、継続雇用を希望したが基準に該当せずに継続雇用が終了した者は0.3% [0.3ポイント減少]であった。



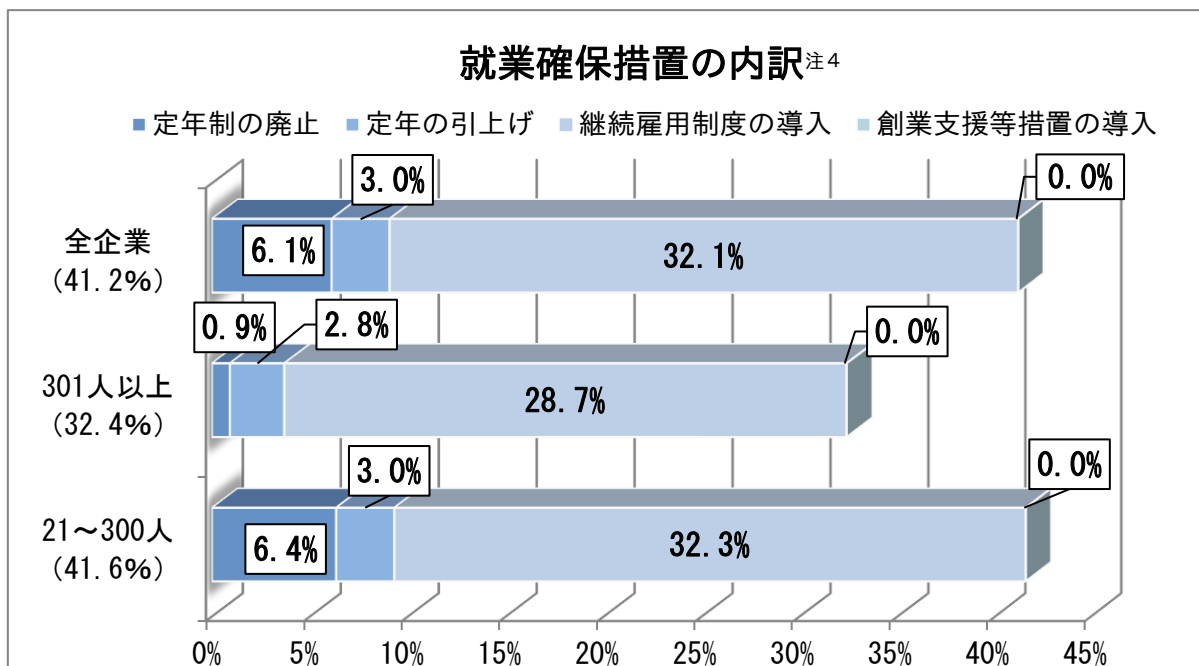
2 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況 (7ページ表2-1)

(1) 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況

高年齢者就業確保措置(以下「就業確保措置」^{注2}という。)を実施済みの企業(1,044社)は、報告した企業全体の41.2% [3.0ポイント増加]で、中小企業では41.6% [3.0ポイント増加]、大企業では32.4% [2.5ポイント増加]であった。

(2) 就業確保措置を実施済みの企業の内訳

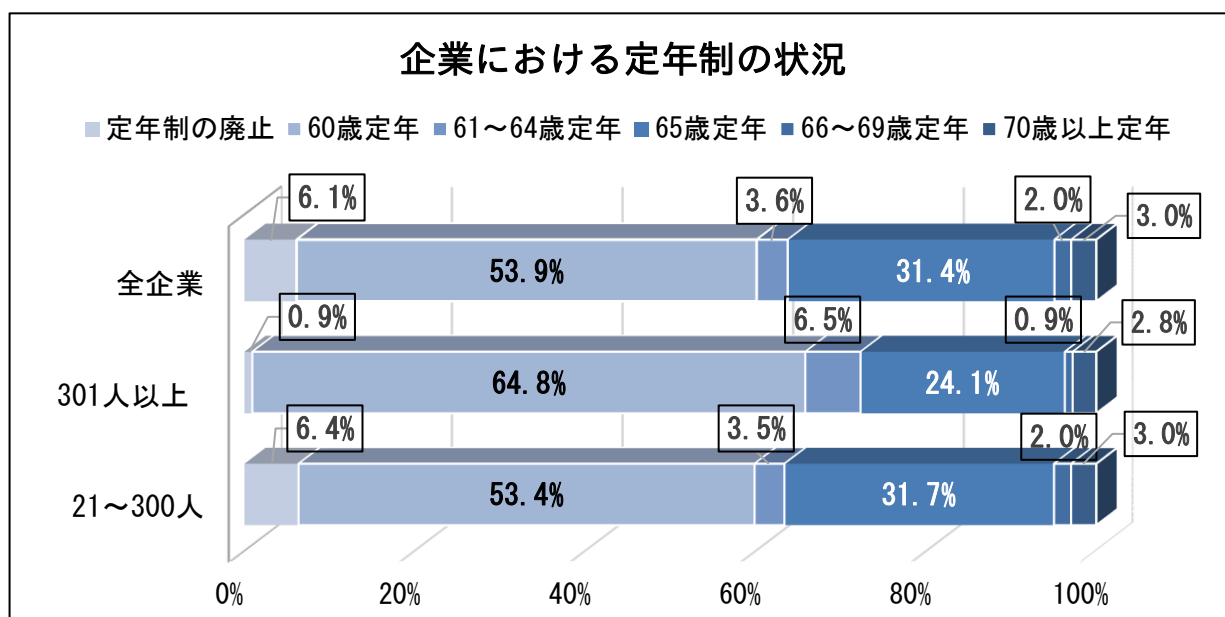
就業確保措置を実施済みの企業(1,044社)について措置内容別に見ると、報告した企業全体のうち、定年制の廃止(155社)は6.1% [変動なし]、定年の引上げ(75社)は3.0% [0.3ポイント増加]、継続雇用制度の導入(814社)は32.1% [2.7ポイント増加]、創業支援等措置^{注3}の導入(0社)は0.0% [変動なし]であった。



3 企業における定年制の状況（8ページ表3）

報告した企業における定年制の状況について、定年年齢別に見ると次のとおりであった。

- ・ 定年制を廃止している企業（155社）は6.1% [変動なし]
- ・ 定年を60歳とする企業（1,366社）は53.9% [1.2ポイント減少]
- ・ 定年を61～64歳とする企業（92社）は3.6% [0.2ポイント増加]
- ・ 定年を65歳とする企業（795社）は31.4% [0.8ポイント増加]
- ・ 定年を66～69歳とする企業（50社）は2.0% [変動なし]
- ・ 定年を70歳以上とする企業（75社）は3.0% [0.3ポイント増加]



※注1 雇用確保措置

高齢者雇用安定法第9条第1項に基づき、定年を65歳未満に定めている事業主は、雇用する高齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、以下のいずれかの措置を講じなければならない。

- ①定年制の廃止、②定年の引上げ、③継続雇用制度の導入*

※継続雇用制度とは、現に雇用している高齢者が希望するときは、当該高齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。平成24年度の法改正により、平成25年度以降、制度の適用者は原則として「希望者全員」となった。平成24年度までに労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた場合、令和7年3月31日までは基準を適用可能（経過措置）。基準を適用できる年齢について、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢以上となるよう、段階的に引き上げており、令和4年4月1日から令和7年3月31日における基準を適用できる年齢は64歳である。

※注2 就業確保措置

高齢者雇用安定法第10条の2に基づき、定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主または65歳までの継続雇用制度（70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。）を導入している事業主は、その雇用する高齢者について、次に掲げるいずれかの措置を講ずることにより、65歳から70歳までの就業を確保するよう努めなければならない。

- ①定年制の廃止、②定年の引上げ、③継続雇用制度の導入、④業務委託契約を締結する制度の導入、⑤社会貢献事業に従事できる制度の導入（事業主が自ら実施する社会貢献事業または事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業）

※注3 創業支援等措置

注2の就業確保に係る措置のうち、④業務委託契約を締結する制度の導入及び⑤社会貢献事業に従事できる制度の導入という雇用以外の措置を創業支援等措置という。

※注4 本集計に係る留意点

本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の積み上げが就業確保措置実施済み企業の割合に一致しない場合がある

表1-1 雇用確保措置実施企業における措置内容の内訳

(社、%)

	①定年制の廃止	②定年の引上げ	③継続雇用制度の導入	合計(①+②+③)
21人以上総計	155 (160)	920 (920)	1,458 (1,522)	2,533 (2,602)
	6.1% (6.1%)	36.3% (35.4%)	57.6% (58.5%)	100.0% (100.0%)
31人以上総計	73 (69)	640 (628)	1,067 (1,093)	1,780 (1,790)
	4.1% (3.9%)	36.0% (35.1%)	59.9% (61.1%)	100.0% (100.0%)
21~300人	154 (160)	890 (888)	1,381 (1,447)	2,425 (2,495)
	6.4% (6.4%)	36.7% (35.6%)	56.9% (58.0%)	100.0% (100.0%)
21~30人	82 (91)	280 (292)	391 (429)	753 (812)
	10.9% (11.2%)	37.2% (36.0%)	51.9% (52.8%)	100.0% (100.0%)
31~300人	72 (69)	610 (596)	990 (1,018)	1,672 (1,683)
	4.3% (4.1%)	36.5% (35.4%)	59.2% (60.5%)	100.0% (100.0%)
301人以上	1 (0)	30 (32)	77 (75)	108 (107)
	0.9% (0.0%)	27.8% (29.9%)	71.3% (70.1%)	100.0% (100.0%)

※ ()内は、令和5年6月1日現在の数値。

※ 「②定年の引上げ」は、定年年齢を65歳以上としている企業を、「③継続雇用制度の導入」は、定年年齢は65歳未満だが継続雇用制度の上限年齢を65歳以上としている企業を、それぞれ計上している。

※ 本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の積み上げが100%とはならない場合がある。

表1-2 継続雇用制度の内訳

(社、%)

	① 希望者全員を対象とする 継続雇用制度	② 経過措置に基づく基準対象 者とする継続雇用制度	合計(①+②)
21人以上総計	1,290 (1,322)	168 (200)	1,458 (1,522)
	88.5% (86.9%)	11.5% (13.1%)	100.0% (100.0%)
31人以上総計	925 (924)	142 (169)	1,067 (1,093)
	86.7% (84.5%)	13.3% (15.5%)	100.0% (100.0%)
21~300人	1,233 (1,271)	148 (176)	1,381 (1,447)
	89.3% (87.8%)	10.7% (12.2%)	100.0% (100.0%)
21~30人	365 (398)	26 (31)	391 (429)
	93.4% (92.8%)	6.6% (7.2%)	100.0% (100.0%)
31~300人	868 (873)	122 (145)	990 (1,018)
	87.7% (85.8%)	12.3% (14.2%)	100.0% (100.0%)
301人以上	57 (51)	20 (24)	77 (75)
	74.0% (68.0%)	26.0% (32.0%)	100.0% (100.0%)

※ ()内は、令和5年6月1日現在の数値。

※ 「合計」は、表1-1の「③継続雇用制度の導入」に対応している。

表1-3 雇用確保措置における継続雇用先の内訳

(社、%)

	① 自社のみ	自社以外の継続雇用先がある企業						小計 (②~⑦)	合計 (①~⑦)
		② 自社、子会社 等	③ 自社、関連 会社等	④ 自社、子会社 等、関連会社 等	⑤ 子会社等	⑥ 子会社等、 関連会社等	⑦ 関連会社等		
21人以上 総計	1,419 (1,488)	16 (16)	12 (7)	10 (10)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	39 (34)	1,458 (1,522)
	97.3% (97.8%)	1.1% (1.1%)	0.8% (0.5%)	0.7% (0.7%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.1% (0.1%)	2.7% (2.2%)	100.0% (100.0%)
31人以上 総計	1,033 (1,061)	14 (15)	11 (6)	8 (10)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	34 (32)	1,067 (1,093)
	96.8% (97.1%)	1.3% (1.4%)	1.0% (0.5%)	0.7% (0.9%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.1% (0.1%)	3.2% (2.9%)	100.0% (100.0%)
21~300人	1,350 (1,419)	12 (13)	12 (7)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	31 (28)	1,381 (1,447)
	97.8% (98.1%)	0.9% (0.9%)	0.9% (0.5%)	0.5% (0.5%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.1%)	2.2% (1.9%)	100.0% (100.0%)
21~30人	386 (427)	2 (1)	1 (1)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (2)	391 (429)
	98.7% (99.5%)	0.5% (0.2%)	0.3% (0.2%)	0.5% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	1.3% (0.5%)	100.0% (100.0%)
31~300人	964 (992)	10 (12)	11 (6)	5 (7)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	26 (26)	990 (1,018)
	97.4% (97.4%)	1.0% (1.2%)	1.1% (0.6%)	0.5% (0.7%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.1%)	2.6% (2.6%)	100.0% (100.0%)
301人以上	69 (69)	4 (3)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	8 (6)	77 (75)
	89.6% (92.0%)	5.2% (4.0%)	0.0% (0.0%)	3.9% (4.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	1.3% (0.0%)	10.4% (8.0%)	100.0% (100.0%)

※ ()内は、令和5年6月1日現在の数値。

※ 「合計」は、表1-1の「③継続雇用制度の導入」に対応している。

※ 本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の積み上げが100%とはならない場合がある。

表2-1 70歳までの就業確保措置の実施状況

(社、%)

	①70歳までの就業確保措置実施済み						②未実施	合計 (①+②)
	定年廃止	定年の引上げ	継続雇用制度 の導入	創業支援等措置 の導入				
21人以上総計	1,044 (995)	155 (160)	75 (71)	814 (764)	0 (0)	1,489 (1,607)	2,533 (2,602)	
	41.2% (38.2%)	6.1% (6.1%)	3.0% (2.7%)	32.1% (29.4%)	0.0% (0.0%)	58.8% (61.8%)	100.0% (100.0%)	
31人以上総計	714 (664)	73 (69)	57 (47)	584 (548)	0 (0)	1,066 (1,126)	1,780 (1,790)	
	40.1% (37.1%)	4.1% (3.9%)	3.2% (2.6%)	32.8% (30.6%)	0.0% (0.0%)	59.9% (62.9%)	100.0% (100.0%)	
21~300人	1,009 (963)	154 (160)	72 (68)	783 (735)	0 (0)	1,416 (1,532)	2,425 (2,495)	
	41.6% (38.6%)	6.4% (6.4%)	3.0% (2.7%)	32.3% (29.5%)	0.0% (0.0%)	58.4% (61.4%)	100.0% (100.0%)	
21~30人	330 (331)	82 (91)	18 (24)	230 (216)	0 (0)	423 (481)	753 (812)	
	43.8% (40.8%)	10.9% (11.2%)	2.4% (3.0%)	30.5% (26.6%)	0.0% (0.0%)	56.2% (59.2%)	100.0% (100.0%)	
31~300人	679 (632)	72 (69)	54 (44)	553 (519)	0 (0)	993 (1,051)	1,672 (1,683)	
	40.6% (37.6%)	4.3% (4.1%)	3.2% (2.6%)	33.1% (30.8%)	0.0% (0.0%)	59.4% (62.4%)	100.0% (100.0%)	
301人以上	35 (32)	1 (0)	3 (3)	31 (29)	0 (0)	73 (75)	108 (107)	
	32.4% (29.9%)	0.9% (0.0%)	2.8% (2.8%)	28.7% (27.1%)	0.0% (0.0%)	67.6% (70.1%)	100.0% (100.0%)	

※()内は、令和5年6月1日現在の数値。ただし、「② 未実施」については、令和5年表4-1における「②就業確保措置相当の措置実施」および「③その他未実施」の合算値。
 ※「①70歳までの就業確保措置実施済み」とは、法令の定めに基づいた適正な手続きを経て、定年制の廃止、定年の引上げ、継続雇用制度もしくは創業支援等措置の導入のいずれかの措置を講ずることにより、70歳までの就業機会の確保を実施している場合を指す。なお、「定年の引上げ」は70歳以上の定年の定めを設けている企業を、「継続雇用制度の導入」は定年年齢は70歳未満だが継続雇用制度の上限年齢を70歳以上としている企業を、「創業支援等措置の導入」は定年年齢及び継続雇用制度の上限年齢は70歳未満だが創業支援等措置の上限年齢を70歳以上としている企業を、それぞれ計上している。
 ※本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の積み上げが100%とはならない場合がある。

表2-2 70歳までの就業確保措置の規模別・産業別実施状況

(%)

規模別	①実施済企業割合		②未実施企業割合	
	合計		合計	
	合計	41.2% (38.2%)	58.8% (61.8%)	
	21~30人	43.8% (40.8%)	56.2% (59.2%)	
	31~50人	43.0% (40.8%)	57.0% (59.2%)	
	51~100人	38.4% (35.8%)	61.6% (64.2%)	
	101~300人	38.9% (33.1%)	61.1% (66.9%)	
	301~500人	30.2% (30.5%)	69.8% (69.5%)	
	501~1,000人	34.6% (32.1%)	65.4% (67.9%)	
	1,001人以上	36.8% (25.0%)	63.2% (75.0%)	
産業別	21人以上		31人以上	
	合計		合計	
	合計	41.2% (38.2%)	40.1% (37.1%)	58.8% (61.8%) 59.9% (62.9%)
	農、林、漁業	50.0% (51.0%)	52.9% (51.4%)	50.0% (49.0%) 47.1% (48.6%)
	鉱業、採石業、砂利採取業	66.7% (33.3%)	100.0% (50.0%)	33.3% (66.7%) 0.0% (50.0%)
	建設業	50.6% (49.1%)	49.5% (48.0%)	49.4% (50.9%) 50.5% (52.0%)
	製造業	34.6% (30.7%)	30.3% (29.9%)	65.4% (69.3%) 69.7% (70.1%)
	電気・ガス・熱供給・水道業	45.5% (20.0%)	44.4% (12.5%)	54.5% (80.0%) 55.6% (87.5%)
	情報通信業	17.9% (16.7%)	18.2% (19.0%)	82.1% (83.3%) 81.8% (81.0%)
	運輸、郵便業	42.5% (41.6%)	43.2% (40.2%)	57.5% (58.4%) 56.8% (59.8%)
	卸売業、小売業	31.8% (31.5%)	33.5% (30.6%)	68.2% (68.5%) 66.5% (69.4%)
	金融業、保険業	30.8% (23.1%)	27.3% (20.0%)	69.2% (76.9%) 72.7% (80.0%)
	不動産業、物品賃貸業	18.5% (18.5%)	11.8% (17.6%)	81.5% (81.5%) 88.2% (82.4%)
	学術研究、専門・技術サービス業	37.9% (34.5%)	37.5% (40.0%)	62.1% (65.5%) 62.5% (60.0%)
	宿泊業、飲食サービス業	47.0% (42.4%)	47.5% (41.0%)	53.0% (57.6%) 52.5% (59.0%)
	生活関連サービス業、娯楽業	42.0% (34.7%)	37.0% (34.8%)	58.0% (65.3%) 63.0% (65.2%)
	教育、学習支援業	29.9% (28.1%)	29.2% (23.3%)	70.1% (71.9%) 70.8% (76.7%)
	医療、福祉	48.6% (44.7%)	47.5% (43.3%)	51.4% (55.3%) 52.5% (56.7%)
	複合サービス事業	14.8% (19.2%)	13.8% (18.2%)	85.2% (80.8%) 86.4% (81.8%)
	サービス業(他に分類されないもの)	38.2% (32.1%)	38.3% (31.8%)	61.8% (67.9%) 61.7% (68.2%)
	その他	-	-	-

※()内は、令和5年6月1日現在の数値。

表3 企業における定年制の状況

	(社、%)											
	定年制の廃止	定年制あり					65歳以上定年合計 (定年制の廃止を含む)					
		60歳未満	60歳	61歳～64歳	65歳	66～69歳	70歳以上	65歳以上定年合計 (定年制の廃止を含む)	報告した全ての企業			
21人以上 総計	155 (160)	1,366 (1,433)	92 (89)	795 (796)	50 (53)	75 (71)	1,075 (1,080)	2,533 (2,602)				
	6.1% (6.1%)	53.9% (55.1%)	3.6% (3.4%)	31.4% (30.6%)	2.0% (2.0%)	3.0% (2.7%)	42.4% (41.5%)	100.0% (100.0%)				
31人以上 総計	73 (69)	989 (1,021)	78 (72)	553 (551)	30 (30)	57 (47)	713 (697)	1,780 (1,790)				
	4.1% (3.9%)	55.0% (57.0%)	4.4% (4.0%)	31.1% (30.5%)	1.7% (1.7%)	3.2% (2.6%)	40.1% (38.9%)	100.0% (100.0%)				
21～300人	154 (160)	1,296 (1,363)	85 (84)	769 (768)	49 (52)	72 (68)	1,044 (1,048)	2,425 (2,495)				
	6.4% (6.4%)	53.4% (54.6%)	3.5% (3.4%)	31.7% (30.8%)	2.0% (2.1%)	3.0% (2.7%)	43.1% (42.0%)	100.0% (100.0%)				
21～30人	82 (91)	377 (412)	14 (17)	242 (245)	20 (23)	18 (24)	362 (383)	753 (812)				
	10.8% (11.2%)	50.1% (50.7%)	1.9% (2.1%)	32.1% (30.2%)	2.7% (2.8%)	2.4% (3.0%)	48.1% (47.2%)	100.0% (100.0%)				
31～300人	72 (69)	919 (951)	71 (67)	527 (523)	29 (29)	54 (44)	682 (665)	1,672 (1,683)				
	4.3% (4.1%)	55.0% (56.5%)	4.2% (4.0%)	31.5% (31.1%)	1.7% (1.7%)	3.2% (2.6%)	40.8% (39.5%)	100.0% (100.0%)				
301人以上	1 (0)	70 (70)	7 (5)	26 (26)	1 (1)	3 (3)	31 (32)	108 (107)				
	0.9% (0.0%)	64.8% (65.4%)	6.5% (4.7%)	24.1% (26.2%)	0.9% (0.9%)	2.8% (2.8%)	28.7% (29.9%)	100.0% (100.0%)				

※ ()内は、令和5年6月1日現在の数値。
 ※ 「65歳以上定年」は、表1-1の「①定年制の廃止」と「②定年の引上げ」を合計した数値に対応している。
 ※ 「報告した全ての企業」は、表1-1の「合計」に対応している。
 ※ 本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の積み上げが100%とはならない場合がある。

表4 経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況

企業数 (社)	基準を適用でき る年齢に到達し た者の総数 (人)		継続雇用者数 (基準に該当し引き続き継続雇 用された者)		継続雇用終了者数 (基準に該当しない者)	
	継続雇用終了者数 (継続雇用の更新を希望しない 者)	継続雇用者数 (基準に該当し引き続き継続雇 用された者)	継続雇用終了者数 (基準に該当しない者)	継続雇用者数 (基準に該当しない者)	継続雇用終了者数 (基準に該当しない者)	継続雇用者数 (基準に該当しない者)
経過措置適用企業で基準適 用年齢到達者(64歳)がいる企 業	80	315	21	293	1	1
うち女性	43	134	8	126	0	0

※ ()内は、令和5年6月1日現在の数値(経過措置の基準適用年齢は64歳)。
 ※ 本集計は、令和5年6月1日から令和6年5月31日に経過措置適用企業において基準適用年齢に到達した者について集計している。
 ※ 本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の積み上げが100%とはならない場合がある。

表5 都道府県別の状況

(社、%)

	報告した 全ての企業		雇用確保措置 実施済企業割合		70歳までの 就業確保措置 実施済企業割合	
北海道	9,329	(9,316)	99.9%	(99.9%)	38.9%	(35.6%)
青森	2,533	(2,602)	100.0%	(100.0%)	41.2%	(38.2%)
岩手	2,482	(2,506)	100.0%	(100.0%)	42.2%	(39.5%)
宮城	3,748	(3,838)	99.9%	(99.7%)	38.4%	(35.3%)
秋田	2,024	(2,040)	100.0%	(99.9%)	34.9%	(34.3%)
山形	2,277	(2,292)	100.0%	(99.9%)	36.2%	(32.1%)
福島	3,599	(3,596)	99.9%	(99.7%)	37.3%	(34.4%)
茨城	4,258	(4,191)	99.9%	(99.9%)	37.6%	(36.9%)
栃木	3,389	(3,343)	99.9%	(99.8%)	35.2%	(33.2%)
群馬	4,072	(4,036)	100.0%	(100.0%)	34.0%	(31.8%)
埼玉	8,523	(8,698)	99.9%	(99.9%)	36.7%	(33.4%)
千葉	6,922	(6,912)	99.9%	(99.8%)	38.5%	(35.9%)
東京	41,365	(41,105)	99.9%	(100.0%)	25.2%	(23.4%)
神奈川	11,145	(11,110)	99.9%	(99.9%)	29.9%	(27.8%)
新潟	4,568	(4,694)	100.0%	(100.0%)	28.1%	(26.6%)
富山	2,453	(2,451)	100.0%	(99.8%)	26.0%	(24.7%)
石川	2,556	(2,651)	99.9%	(99.6%)	31.7%	(30.1%)
福井	1,851	(1,845)	100.0%	(100.0%)	34.3%	(31.8%)
山梨	1,541	(1,537)	99.7%	(99.9%)	30.0%	(27.8%)
長野	4,010	(3,967)	99.9%	(99.9%)	36.2%	(33.9%)
岐阜	4,037	(4,069)	100.0%	(100.0%)	35.9%	(33.5%)
静岡	7,113	(7,036)	99.8%	(99.8%)	32.6%	(30.3%)
愛知	14,164	(14,110)	100.0%	(100.0%)	32.6%	(30.5%)
三重	3,150	(3,108)	100.0%	(100.0%)	36.0%	(34.2%)
滋賀	2,205	(2,218)	99.9%	(99.8%)	31.9%	(29.8%)
京都	4,530	(4,507)	99.9%	(99.8%)	26.3%	(25.3%)
大阪	18,753	(18,904)	99.9%	(99.9%)	28.1%	(25.7%)
兵庫	7,993	(7,817)	99.8%	(99.9%)	28.8%	(26.0%)
奈良	1,623	(1,638)	100.0%	(100.0%)	36.9%	(35.3%)
和歌山	1,644	(1,630)	99.7%	(100.0%)	31.4%	(28.2%)
鳥取	1,124	(1,172)	99.8%	(99.9%)	30.6%	(29.7%)
島根	1,414	(1,400)	99.9%	(99.9%)	44.6%	(42.4%)
岡山	3,581	(3,492)	99.9%	(99.9%)	34.2%	(31.8%)
広島	5,468	(5,498)	99.9%	(99.9%)	29.1%	(26.8%)
山口	2,432	(2,425)	100.0%	(100.0%)	32.2%	(30.6%)
徳島	1,246	(1,296)	100.0%	(100.0%)	35.6%	(34.0%)
香川	2,081	(2,060)	100.0%	(100.0%)	37.6%	(36.0%)
愛媛	2,653	(2,664)	99.9%	(99.7%)	32.9%	(27.8%)
高知	1,377	(1,364)	100.0%	(100.0%)	31.5%	(28.4%)
福岡	9,611	(9,629)	99.9%	(99.9%)	32.5%	(30.6%)
佐賀	1,694	(1,654)	99.9%	(99.9%)	39.0%	(36.5%)
長崎	2,604	(2,662)	99.8%	(99.7%)	28.3%	(27.4%)
熊本	3,331	(3,358)	99.9%	(99.9%)	31.0%	(28.6%)
大分	2,259	(2,187)	100.0%	(100.0%)	41.8%	(42.0%)
宮崎	2,240	(2,228)	99.9%	(99.9%)	35.3%	(34.5%)
鹿児島	3,108	(3,176)	99.9%	(99.9%)	39.9%	(37.4%)
沖縄	2,972	(2,974)	99.7%	(99.4%)	29.2%	(26.7%)
全国計	237,052	(237,006)	99.9%	(99.9%)	31.9%	(29.7%)

※()内は、令和5年6月1日現在の数値。

※ 本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、本表の「雇用確保措置実施済企業割合」については、小数点第2位以下を四捨五入することで100%となる場合は、小数点第2位以下を切り捨てとしている。

※ 「70歳までの就業確保措置実施済企業割合」の全国計は表2-1の「①70歳までの就業確保措置実施済み」に対応している。